仕　　様　　書

台帳№.
道路河川建設課

業務名	令和8年度　水門橋関連操作盤及び主制御器関係器械保守点検業務

下　　関　　市

仕　　様　　書

道路河川建設課

	課　長	課長補佐	係　長	係　員	検　算	設計者

年　　度	令 和 8 年 度	場　　所	下関市　大和町二丁目ほか
業　務　名	令和8年度　水門橋関連操作盤及び主制御器関係器械保守点検業務		
業務概要	保守点検業務　一式		
履行期間	令 和 8 年 4 月 1 日 から 令 和 9 年 3 月 31 日 まで		

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
設計金額（元設計金額）										
変更設計額										
精算見込額										

設　計　用　紙　　下　　関　　市

＊委託業務費＊　　内訳表

費目・工種・施工名称など		数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
委託業務費						
年次点検						
	点検技術員	1.0	人			1回×1人
	電工	1.0	人			1回×1人
	高所作業車運転 トラック架装・ブーム型床高12m 車両損料、保険代、燃料代、運転手人件費、回送費を含む	1.0	日			
	交通誘導員B	2.0	人			1回×2人
月次点検						
	点検技術員	11.0	人			11回×1人
	電工	11.0	人			11回×1人
報告書作成		12.0	回			

＊委託業務費＊　　内訳表

費目・工種・施工名称など	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
直接委託業務費計					
諸経費	1.0	式			
委託業務価格					
消費税相当額					
委託業務費計					

別紙１

仕　　様　　書

第 １ 条　適用範囲

この仕様書は、下関市が委託する水門橋関連操作盤及び主制御器関係器械保守点検業務に適用するものとする。

第 ２ 条　適用仕様書

業務の仕様書は次の優先順位によるものとする。

１　監督職員の指示事項

２　現場説明事項及び質疑応答事項

３　特記仕様書

４　本仕様書

第 ３ 条　疑義

受注者は、設計書、仕様書等に記載された事項の解釈について疑義を生じた場合又は明記のない場合は、監督職員と協議の上指示を受けること。

第 ４ 条　監督職員

業務を実施するために発注者が定めた職員を監督職員とする。

第 ５ 条　官公庁、その他への手続き

１　業務に必要な官公庁、その他への手続きは遅滞なく行い、これにかかる費用は一切受注者の負担とする。

２　関係官公庁、その他に対して交渉、若しくは交渉を受けた場合はその旨を遅滞なく監督職員に申し出て協議するものとする。

第 ６ 条　諸法規の遵守

受注者は、業務実施に際しては、労働基準法、道路交通法等の関係諸法規を遵守し、諸法令の運営と適用については受注者の負担と責任においてこれを行うものとする。

第 ７ 条　業務内容

１　用語の定義

（１）保守とは、水門橋関連操作盤及び主制御器関係器械（以下「操作盤等」という。）の障害修理及び点検を行うことをいう。

月例点検は４月を除き毎月実施することとし、年次点検は年１回４月に実施すること。

（２） 保守点検は、以下の点検表に基づき、正確に実施すること。

・保守業務成果報告書（月例・年次）

（３） 障害修理とは、操作盤等を改造しないで故障部位等を修復することをいう。

（４） 点検とは、操作盤等の機能の点検及びこれと同時に行う軽微な修理、調整、注油、清掃、手入れ、作業等の総称をいう。

２　受注者は、操作盤等の保守点検業務を確実に行うため、操作盤等全般についての技術を有し、かつ身元確実な者を責任者（主任技術者）としてこれに充てること。

３　受注者は、常時応急整備等の要請に応じられる体制を整えておくこと。特に風水害等の緊急事態が発生する恐れのある場合又は発生した場合は、監督職員との連絡を敏速かつ密にし、緊急やむを得ない場合には、臨機応変の処置を講じること。

４　受注者は、保守に必要な信号用電球、ヒューズその他の保守用機材部品を常備しておくこと。

５　保守業務に必要な保守用機材の部品等は、次の区分により負担するものとする。

ｉ）市が負担すべきもの

取替用機材部品等

ⅱ）受注者が負担すべきもの

電球、油類、テープ、ハンダ、ヒューズ等の消耗品及び計測器、工具類

６　受注者は、監督職員から障害修理の通知を受けたときは、直ちに修理を行うこと。

７　受注者が障害を発見したときは、監督職員に連絡し、監督職員の指示により修理を行うこと。

８　受注者は、障害修理のうち多額の費用を必要とすると認めたものについては、あらかじめ監督職員にその旨を申し出ること。

９　障害修理を完了したときは、直ちにその原因及び結果を監督職員に報告すること。

１０　操作盤等の定期点検実施項目及びその範囲は、別紙のとおりとする。

第８条　現場管理

１　業務の実施に際しては必要に応じて保安施設を設け、円滑な交通と通行者及び作業員の安全について万全の処置を講ずること。

２　業務の実施に影響を及ぼす事故又は第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なく監督職員に報告すること。

３　業務実施中は、現場に責任者を常駐させること。

４　高所作業時・足場の悪い場所での作業時は、作業員に必ず安全帯・ヘルメットを着用させ、事故の防止に努めること。

５　監督職員の指定した業務は、監督職員の立会を受けて実施すること。

第 9 条　跡片付け

1　受注者は、業務の実施の必要から交通の方法を変更又は制限した場合において、業務完了、若しくはその必要のなくなったときは、速やかに原状に復さなければならない。

2　受注者は、業務実施の必要から既設の施設等を撤去又は損傷したときは当該業務実施期間中に原状に復さなければならない。

第１０条　業務履行届

業務を実施した場合は、業務の実施報告書を作成し、記録写真を添付して毎月提出し報告すること。

第１１条　写真撮影

業務の適正な施行を説明する資料である記録写真として、点検作業中の項目毎代表写真を撮影すること。また不具合報告等があった場合は、必要に応じてその他部分写真等を撮影すること。

第１２条　完了検査

業務の完了時には発注者が定めた検査員の完了検査を受けて合格しなければならない。

年　　月　　日

下 関 市 長　殿

受託者

水門橋関連操作盤及び主制御器関係器械保守点検業務

保 守 業 務 成 果 報 告 書

年　月における保守業務成果を次のとおり報告します。

				現場責任者			印	
保守業務項目	実施状況	措置した部分		措置を要する部分			実　施	備　考
	良 否	内　容	数量	内　容	数量	金額	月　日	
受変電盤内 制 御 盤								
遠方操作盤								
交通安全設備 主 制 御 機								
ケーブル及び ハンドホール、配管								
道路遮断機 内港本土側								
道路遮断機 内港彦島側								
道路遮断機 外港本土側								
道路遮断機 外港彦島側								

保守業務項目	実施状況	措置した部分		措置を要する部分			実地	備考
	良否	内容	数量	内容	数量	金額	月日	
警報用スピーカー								
歩行者案内灯 本土側								
歩行者案内灯 彦島側								
道路照明								
監視テレビ 装置								
案内標識板 彦島側								
案内標識板 本土側								
大型情報板 制御機 下関側								
大型情報板 制御機 本村側								
大型情報板 制御機 江の浦側								
以下余白								

別紙

点検場所	受電設備内制御盤 ・ 遠方操作盤	点検月日	
点検項目及び基準値			測定値及び判定
	電圧･電圧の測定	バッテリー電圧　浮動　DC 26.0V ± 5%	
	警報拡声装置	動作状況	
		部品の異常過熱焦臭の状態	
	遮断機制御機	動作状況	
		部品の異常過熱焦臭の状態	
	歩行者案内灯盤	動作状況	
		内外部の清掃状態	
		部品の変形、発錆、汚損の状態	
		部品の異常過熱焦臭の状態	
	赤色灯盤	動作状況	
		部品の異常過熱焦臭の状態	
	蓄電池	蓄電池の動作状態	
		蓄電池液量の状態	
		蓄電池触媒栓の状態	
	外　観	制御機内外の状態	
遠方操作盤	電源･電圧の測定	1次電圧　DC 24.0V ± 5%	
	船赤色灯の点灯動作状態		
	内港灯･運河灯ベルの動作状態		
	人道橋の動作状態		
	閘門の動作状態		
	導水路、水門の動作状態		
	投光器、水銀灯の点灯動作状態		
	歩行者案内灯の動作状態		
	水門橋の上昇･下降動作状態		
	道路遮断機の上昇･下降動作状態		
	部品の異常過熱焦臭の状態		
	監視テレビカメラ動作状態		
	監視テレビカメラワイパー動作試験		

所見:

点 検 場 所	交通安全設備主制御機 ・ その他	点検月日	
点 検 項 目 及 び 基 準 値			測定値及び判定
交通安全主制御器	インターフェースユニットの動作状態		
	制御ユニットの動作状態		
	多線式送受信部の動作状態		
	内外部の清掃状態		
	制御機内外の状態		
その他	樹木建造物等の影響状態		
	配線のたるみ、被覆の損傷状態		
	ハンドホールの亀裂、損傷状態		
	配管によるケーブル保護状態		

所見：

点検場所	道路遮断機	点検月日	
点検項目及び基準値			判定
道路遮断機	内港・本土側	上昇･下降動作状態	
		マグネットブレーキの状態	
		制御リレーの動作状態	
		減速歯車の動作状態	
		クラッチの動作状態	
		回路制御機の動作状態	
		駆動部の注油および摩耗状態	
		内外部の清掃状態	
		支柱の異常傾斜、基礎の状態	
		支柱の亀裂、不朽の状態（目視）	
	内港・彦島側	上昇･下降動作状態	
		マグネットブレーキの状態	
		制御リレーの動作状態	
		減速歯車の動作状態	
		クラッチの動作状態	
		回路制御機の動作状態	
		駆動部の注油および摩耗状態	
		内外部の清掃状態	
		支柱の異常傾斜、基礎の状態	
		支柱の亀裂、不朽の状態（目視）	
	外港・本土側	上昇･下降動作状態	
		マグネットブレーキの状態	
		制御リレーの動作状態	
		減速歯車の動作状態	
		クラッチの動作状態	
		回路制御機の動作状態	
		駆動部の注油および摩耗状態	
		内外部の清掃状態	
		支柱の異常傾斜、基礎の状態	
		支柱の亀裂、不朽の状態（目視）	
	外港・彦島側	上昇･下降動作状態	
		マグネットブレーキの状態	
		制御リレーの動作状態	
		減速歯車の動作状態	
		クラッチの動作状態	
		回路制御機の動作状態	
		駆動部の注油および摩耗状態	
		内外部の清掃状態	
		支柱の異常傾斜、基礎の状態	
		支柱の亀裂、不朽の状態（目視）	

所見：

点 検 場 所		警報用ｽﾋﾟｰｶｰ・歩行者案内灯・道路照明灯	点検月日	
点 検 項 目 及 び 基 準 値				判 定
警報用スピーカー	本土側	動作状態		
		ケーブル及び配線支持の状態		
		支柱の異常傾斜、基礎の状態		
		支柱の亀裂、不朽の状態(目視)		
	彦島側	動作状態		
		ケーブル及び配線支持の状態		
		支柱の異常傾斜、基礎の状態		
		支柱の亀裂、不朽の状態(目視)		
歩行者案内灯	本土側	灯器の方向ずれ		
		電球点灯状態		
		内外部の清掃状態		
		ケーブル引込部の状態		
		ケーブル及び配線支持の状態		
	彦島側	灯器の方向ずれ		
		電球点灯状態		
		ケーブル引込部の状態		
		内外部の清掃状態		
		ケーブル及び配線支持の状態		
道路照明灯	本土側	点灯状態 (HF－400W)		
		安定器の状態 (H4CC2B41 200V 400W)		
		ネジの緩み、発錆、汚損の状態		
		支柱の異常傾斜、基礎の状態		
		ケーブル引込部の状態		
		支柱の亀裂、不朽の状態(目視)		
	彦島側	点灯状態 (HF－400W)		
		安定器の状態 (H4CC2B41 200V 400W)		
		内外部の清掃状態		
		支柱の異常傾斜、基礎の状態		
		ケーブル引込部の状態		
		支柱の亀裂、不朽の状態(目視)		
	他	自動点滅器の動作状態		
		自動点滅器の取付状態		

所見:

点検場所	監視テレビ装置･案内標識板（本土側･彦島側）	点検月日	
点検項目及び基準値			判定
監視テレビ装置	テレビカメラ、レンズの動作状態		
	テレビカメラ、レンズの取付状態		
	ケーブル及び配線支持の状態		
	支柱の異常傾斜、基礎の状態		
	支柱の亀裂、不朽の状態		
	監視室内モニターテレビの動作状態		
	モニターテレビの取付状態		
案内標識板彦島側	本村町向け右	LED点灯状態	
	本村町向け左	LED点灯状態	
	江の浦町向け右	LED点灯状態	
	江の浦町向け左	LED点灯状態	
案内標識板本土側	北側流入右側	LED点灯状態	
	北側流入左側	LED点灯状態	
	南側流入左側	LED点灯状態	
	南側流入右側	LED点灯状態	
	東側流入正面	LED点灯状態	

所見：

点 検 場 所	下関側大型情報板･制御機･その他	点検月日	
点 検 項 目 及 び 基 準 値			測定値及び判定
（下関側制御機）	電源電圧の測定	1次電圧	AC 100V ±10.0%
	遠隔制御動作状態		
	単独制御動作状態		
	各操作スイッチの手動動作状態		
	制御電源の動作状態		
	扉施錠及び開閉状態		
	電源部各開閉器の接続状態		
	避雷器の状態		
	機器内の接続状態		
	機器内の清掃状態		
	端子ネジの外れ、緩みの状態		
	外観の腐蝕、変形、破損等の状態		
（下関側大型情報板）	LED点灯状態 （情報板及び信号灯）		
	外観の汚損、腐蝕、変形、破損等の状態		
	通信線引込部の状態		
	電源線引込部状態		
	表示部の視認性		
その他	支柱の異常傾斜		
	支柱の亀裂腐朽の状態		
	基礎部表面の状態		

所見：

点 検 場 所	下関側大型情報板･制御機･その他	点検月日	
点 検 項 目 及 び 基 準 値			測定値及び判定
（本村側）制御機	電源電圧の測定	1次電圧	AC 100V ±10.0%
	遠隔制御動作状態		
	単独制御動作状態		
	各操作スイッチの手動動作状態		
	制御電源の動作状態		
	扉施錠及び開閉状態		
	電源部各開閉器の接続状態		
	避雷器の状態		
	機器内の接続状態		
	機器内の清掃状態		
	端子ネジの外れ、緩みの状態		
	外観の腐蝕、変形、破損等の状態		
（本村側）大型情報板	LED点灯状態 （情報板及び信号灯）		
	外観の汚損、腐蝕、変形、破損等の状態		
	通信線引込部の状態		
	電源線引込部状態		
	表示部の視認性		
その他	支柱の異常傾斜		
	支柱の亀裂腐朽の状態		
	基礎部表面の状態		

所見：

点 検 場 所	下関側大型情報板･制御機･その他	点検月日	
点 検 項 目 及 び 基 準 値			測定値及び判定
（江の浦側）制御機	電源電圧の測定	1次電圧	AC 100V ±10.0%
	遠隔制御動作状態		
	単独制御動作状態		
	各操作スイッチの手動動作状態		
	制御電源の動作状態		
	扉施錠及び開閉状態		
	電源部各開閉器の接続状態		
	避雷器の状態		
	機器内の接続状態		
	機器内の清掃状態		
	端子ネジの外れ、緩みの状態		
	外観の腐蝕、変形、破損等の状態		
（江の浦側）大型情報板	LED点灯状態 （情報板及び信号灯）		
	外観の汚損、腐蝕、変形、破損等の状態		
	通信線引込部の状態		
	電源線引込部状態		
	表示部の視認性		
その他	支柱の異常傾斜		
	支柱の亀裂腐朽の状態		
	基礎部表面の状態		

所見：

所　見:

別紙２

特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

１　環境関連法令について

受注者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

２　事故発生時の対応

受注者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに担当課課長へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

３　苦情発生時の対応

受注者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに担当課課長へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

４　配慮事項

受注者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

（１）使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。

（２）業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

（３）業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。

（４）環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。

（５）使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。

（６）リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。

（７）公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。

（８）業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙３

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

（総則）

第１条　発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例（平成２３年条例第４２号）第３条に規定する基本理念に基づき、同条例第６条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第６号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第３条　発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第１項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

２　受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第４条　受注者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

２　発注者、受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

位　置　図

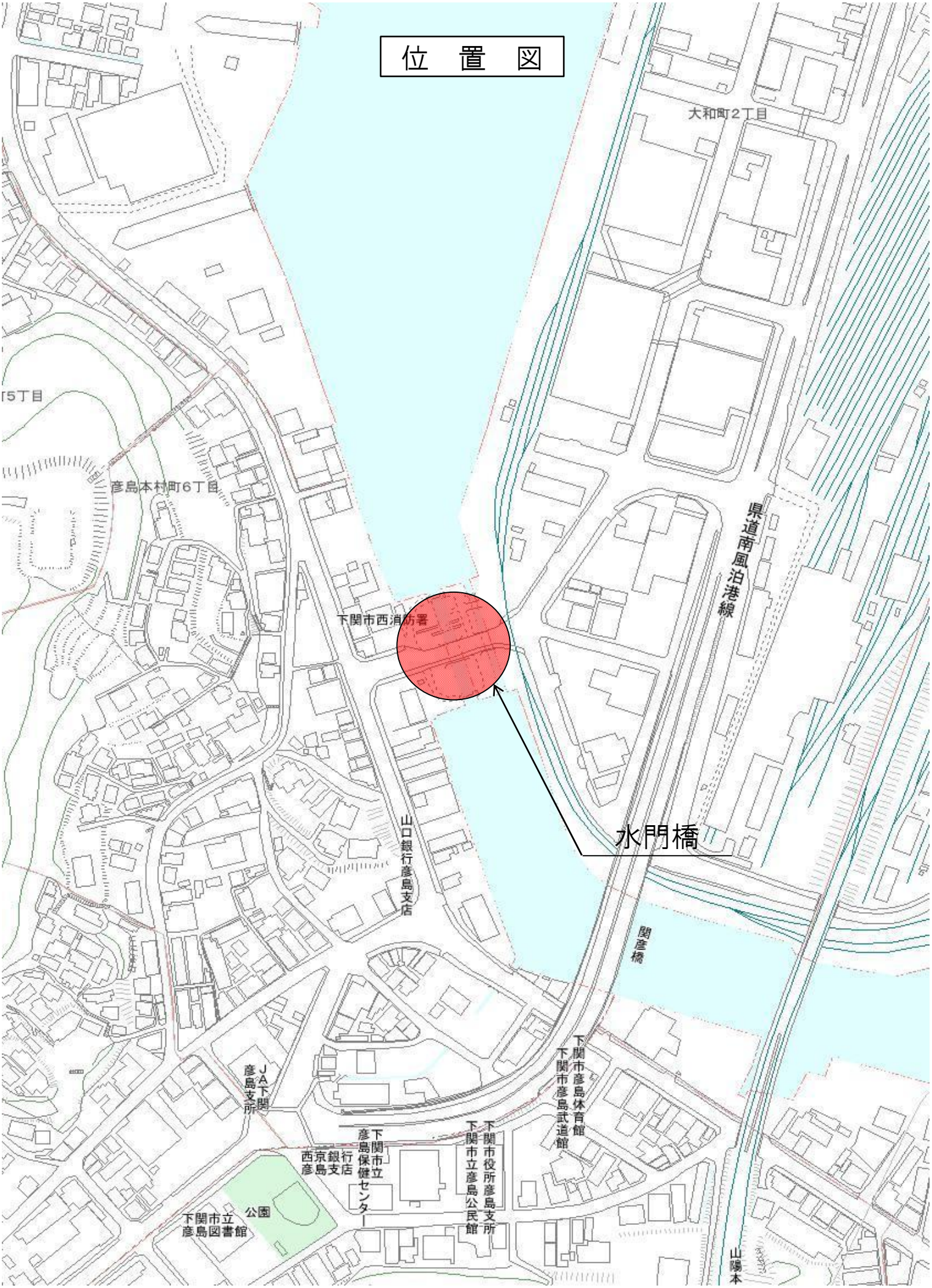
大和町２丁目
彦島本村町６丁目
県道南風泊港線
下関市西消防署
水門橋
山口銀行彦島支店
関彦橋
下関市彦島体育館
下関市彦島武道館
JA下関彦島支所
下関市立彦島保健センター
西京銀行彦島支店
下関市役所彦島支所
下関市立彦島公民館
公園
下関市立彦島図書館

位　置　図

大型情報板（下関側）
大型情報板（本村側）
大型情報板（江の浦
彦島本村町4丁目
彦島本村町5丁目
彦島本村町6丁目
彦島本村町7丁目
彦島本村町
大和町2丁目
本村公会堂
専立寺保育園
市営住宅東大和改良
県道南風泊港線
下関市西消防署
山口銀行彦島支店
関彦橋
下関市彦島体育館
下関市彦島武道館
下関市役所彦島支所
下関市立彦島公民館
下関市立彦島保健センター
西京銀行彦島支店
JA下関彦島支所
下関市立彦島図書館
公園
山陽本

平　面　図
彦島本村町6丁目
県道南風泊港線
下関市西消防署
山口銀行彦島支
1．受変電設備内制御盤（1面）
2．遠方操作盤（1面）
3．道路遮断機（4台）
4．警報用スピーカー（2台）
5．歩行者案内灯（2灯）
6．道路照明（2灯）
7．監視テレビ装置（1基）
8．案内標識板（4面）
8．案内標識板（5面）
9．交通安全施設主制御機（1台）